

携帯電話基地局定期点検 に関する欧州の状況

高度化された陸上無線システムに対する定期検査のあり方に関する検討会資料

2020年5月28日

エリクソン・ジャパン、ノキア、欧州ビジネス協会

欧州無線機器指令RED

- 欧州無線機器指令RED (Radio Equipment Directive 2014/53/EU) は、第3条で以下の必須要求条件を規定している。
 1. 健康及び安全 (第3.1条(a))
 2. EMC (第3.1条(b))周波数 (第3.2条)
 - 無線装置は有害な干渉を避けるために電波スペクトルの効果的な使用および、効率的な使用サポートの両方を行うように構成されるものとする。”Radio equipment shall be so constructed that it both effectively uses and supports the efficient use of radio spectrum in order to avoid harmful interference”
 3. その他特定条件 (第3.3)

携帯電話無線基地局の扱い

- 無線基地局をEU市場に投入する際には、製造業者は機器の必須要求条件への適合を示す義務を負う。
- RED第3.2条の周波数要求条件については、製造業者はharmonized standards（ETSI EN 301 908シリーズ）もしくは認証機関の認定により適合を示す。
 - ETSI EN 301 908 : IMT cellular networks; Harmonised Standard covering the essential requirements of article 3.2 of the Directive 2014/53/EU

EU加盟国の状況

- 無線機器指令REDに従って無線基地局が市場に投入された後は、各EU加盟国にて周波数割当を受けた事業者はその基地局の運用が可能。
 - オランダ：周波数割当の条件には、運用開始後の基地局再検査・再測定はない。一方周波数割当を受けた事業者は、無線要求条件を満たす義務がある。
 - イタリア：運用開始後に3G、4G、および5G基地局を再検査・再測定を求めることは、周波数割当の条件にはない。基地局は無線機器指令REDに適合する必要がある。
 - ベルギー：状況はオランダ、イタリアと同様。